

1. 投稿

- (1) 会員は投稿規程にもとづき、投稿原稿およびそのデータファイルを編集委員会事務局（琉球民族独立総合研究学会事務局）宛に送付する。
- (2) 編集委員会は投稿原稿が届き次第、受領の旨を投稿者に送付する。

2. 査読

- (1) 編集委員会は、各投稿原稿の内容および専門性に則して 2 名の査読者を選び、別紙書式により審査を依頼する。
- (2) 査読結果は、下記の評価区分で表記する。
 - A — 掲載可
 - B — 部分的な修正をすれば掲載可
 - C — 大幅な修正をすれば掲載の可能性はある
 - D — 掲載不可
- (3) 投稿者および査読者の氏名は相互に匿名とする。査読および編集を通じて、個人のプライバシーは保護されなければならない。
- (4) 編集委員からの所定回数の督促にもかかわらず、査読者が査読結果を提出しない場合には、編集委員会は査読者の変更をすることができる。
- (5) 査読結果が相違した場合については、編集委員会は査読者から意見を求めることができる。

3. 査読結果の通知

- (1) 査読が終了次第、編集委員会は査読結果にもとづいて掲載の可否、査読者のコメントおよび原稿修正期間の指示等を投稿者に通知する。（原稿修正期間は、評価区分 B は 2 週間、C は 3 週間を標準とする。）
- (2) 再査読を受けても依然として評価が C の場合には掲載不可として通知することができる。

4. 修正原稿

- (1) 評価区分 B および C に対する修正原稿は、原則として同一の査読者が再査読する。ただし、B の場合は、査読者が再査読の必要なしと判断するならば、その限りではない。
- (2) 評価区分 A に対する修正原稿の点検は、編集委員会の責任で行う。
- (3) 編集委員会による点検終了次第、投稿者に結果を通知する。

5. その他

学会が主催する講演、シンポジウム等は、これを掲載することができる。掲載される原稿は、原則として投稿規程にしたがうものとする。